

- **k-匿名性のkの値は、データの母集団に応じて決めるもので、ユースケースの分野毎に決められるものではない。**分野毎に、あるkについて「個人を特定するリスクが十分軽減されている」と単純に結論づけることはできないはずではないか。
- **リスク評価の項目には、「取得時期と利活用時期の時間間隔」も含めるべき。**統計分野においては、「データの取得時期と公開時期がどの程度離れているか」は主要な指標である。
- **災害時にはk=1の人々に手を差し伸べることが重要であり、防災分野でk=1を許容することについて引き続き検討が必要。**
- **受容性調査について、公的利用であれば受容性は高く出るのではないか。**位置情報プライバシーレポートの受容性調査では、公的利用で受容性が高く出ている。
- **受容性調査は、誰が位置情報を取得する前提で行われているのか。**それによって、受容性の程度は相当程度決まってくるのではないか。
- **情報の提供先や利用目的を限定するような、サブカテゴリカルな包括同意も検討し得るのではないか。**誰に、何のために情報を渡し、本人にどのようなメリット・デメリットがあるかを示すことが重要。また、「要件が厳しい分、効果は手厚くなる」のであり、同意手続を簡易にして何にでも使うというわけにはいかないのではないか。
- **「十分な匿名化」と『十分な匿名化』をした情報をどう使うか、誰に渡すか」の関連について、整理する必要。**加工水準と、提供目的・提供先が関連することもあり得るのではないか。位置情報と契約者情報を組み合わせること等を想定すれば、「一定の基準で加工すれば、何に使っても良く、誰に渡しても良い」とすべきではない。**匿名加工情報は、「公表」を行えば、何に使っても良く、誰に渡しても良いという緩やかな縛りだが、電気通信分野の位置情報については、「公表」以上の一定の縛りが必要ではないか。**
- **Wi-Fi位置情報を用いた観光客の滞留時間分析・導線分析では、通信の秘密に該当する情報は使っていないのか。**通信をしていない状態でMacアドレスが取得されるのであれば、包括同意において、どの場所でどのような情報が取得されるといった説明が不足しているのではないか。